

国際課税のケース・スタディ

非居住者が受け取る一時払い養老保険に基づく一時金の課税

〔事例〕

イタリアの居住者であるAとカナダの居住者であるBは、この度一時払い養老保険の満期保険金と積立配当金を受け取るようになった。この保険はAが4年前に日本の居住者であったときに日本国内において生命保険会社と契約したものである。またBは10年前に日本の居住者であったときに同様の契約をしたものである。2人の受け取る保険金についてわが国での課税上どのような取扱いとなるのか。

〔ポイント〕

- 1 居住者の受け取る一時払い養老保険に基づく一時金の課税
- 2 非居住者の受け取る一時払い養老保険の満期保険金は国内源泉所得に該当するのか
- 3 非居住者の受け取る一時払い養老保険に基づく一時金の課税
- 4 租税条約の適用について

〔検討〕

- 1 居住者の受け取る一時払い養老保険に基づく一時金の課税

一時払い養老保険とは保険料一括払いの普通

養老保険で契約と同時に満期保険金と同額の死亡保障がつき、満期時には満期保険金と積立配当金の合計額が支払われる生命保険契約である。貯蓄性が高いため、保険というよりも貯蓄目的で一種の金融商品として購入されることが多い。

生命保険契約等に基づく一時金は一時所得として取り扱われる。一時所得とは利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいうとされている。また一時金と同時に支払われる積立配当金も一時所得の総収入金額に算入されることになる（所得税法施行令第183条第2項第1号）。

一方、保険期間等が5年以下のもの又は保険期間等が5年を超えるものでもその保険期間等の初日から5年以内に解約されたものについては、その差益に対して20%（国税15%、地方税5%）の源泉徴収で課税が終了する源泉分離課税とされている（所得税法第209条の2、第209条の3、租税特例措置法第41条の10第1項、及び地方税法第23条第1項第14号へ、第71条の6）。

2 非居住者の受け取る一時払い養老保険の

満期保険金は国内源泉所得に該当するのか
非居住者はわが国では国内源泉所得についてのみ納税義務が生じるので、この一時金が国内源泉所得に該当するか否かの検討が必要とされる。

所得税法第161条第11号において、法第174条第8号に掲げる差益のうち国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に係るものは国内源泉所得に該当するものとされている。また法第174条（内国法人の納税義務）第8号において、当該差益とは生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うことその他政令で定める事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間が5年以下のもの及び5年を超えるものでその保険期間等の初日から5年以内に解約されたものに基づく差益と規定されている。

一方、所得税法施行令第280条第1項第3号においては国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約その他これらに類する契約に基づく保険金の支払又は剰余金の分配を受ける権利から生ずる所得は法第161条第1号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とされている。

したがって、当該差益は国内源泉所得に該当する。

3 非居住者の受け取る一時払い養老保険に基づく一時金の課税

本事例においてはAの受け取る差益は保険期

間が5年以下の保険契約に基づくものであり、法第161条第11号に規定する国内源泉所得に該当する。その差益について15%の税率による源泉徴収により課税が終了することとなる（所得税法第164条第2項、第170条、第212条）。

一方、Bの受け取る生命保険契約に基づく差益は法第161条第1号の国内源泉所得に該当し、総合課税としての申告納税が必要となる（法第164条第4号）。その課税標準及び所得税の額は居住者の規定に準じた計算によることになり（法第165条）、満期保険金と積立配当金の合計額より払込保険料を控除し、その残額から特別控除（50万円）の額を控除した金額の2分の1が総所得金額に算入される。なお、非居住者については雑損控除、寄付金控除及び基礎控除のみが所得控除の対象とされる。

4 租税条約の適用について

(1) OECDモデル租税条約（その他所得条項）

当該生命保険に基づく差益に関し、その課税関係を明定した規定はない。

OECDモデル租税条約第21条第1項において、「一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。」と規定されている。したがって、租税条約で規定していない所得については居住地国においてのみ課税されることになる。

(2) 日伊租税条約

わが国とイタリアとの租税条約ではOECDモデル租税条約と同様の規定があり（第22条）、その他所得については居住地国においてのみ租税を課することができることになっている。し

たがって、Aの受け取る一時払い養老保険契約に基づく差益は日本では課税されないことになる。

(3) 日加租税条約

カナガとの租税条約におけるその他所得条項(第20条)はOECDモデル租税条約とは異なり、その所得が生じた国での課税が留保されている。同条約第20条第3項において、「1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国において生ずるもので前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。」

と規定され、Bの受け取る一時払い養老保険契約に基づく差益は日本国で生じる所得であることから、日本で課税されることになる。したがって、Bは前述の課税方法により差益を確定申告により納税することになる。

(4) 租税条約による免税適用を受ける手続き

Aがロイ租税条約による免税の適用を受けるためには、その差益の支払日の前日までに支払者(生命保険会社)を經由して支払者の所轄する税務署へ租税条約に関する届出書(様式10)を提出する必要がある。

(税理士 小沢 進)

財経詳報社の好評国際税務既刊図書

Q & A 移転価格の税務 (三訂版)

五味雄治 編著

A5判・3262円

米国の新しい規制やOECDの新ガイドラインをふまえて最新の取扱いを111本のQ&Aと資料で詳解。

国際取引課税—その理論と実務

五味雄治・大崎 満 著

A5判・4893円

欧米と日本の制度を比較対比しながら、その仕組み、移転価格税制、タックスハイブンプ対策税制等を詳説。

Q & A 租税条約の実務 (三訂版)

小沢 進 著

A5判・3262円

租税条約の基本的解説と多数のQ&A・ケーススタディにより、租税条約の入門から実務処理まで幅広く対応。

国際税務ガイドブック (三訂版)

小沢 進 著

A5判・1937円

国際税務の重要性の高まりに対応し、基本的な項目とルールをわかりやすく解説した入門書の決定版。

英和対照 税金ガイド 平成9年版

五味雄治 著

A5変型・9450円

わが国の最新の国税・地方税の取扱いを、英文和文対照で解説した唯一の書。国際化時代に必携の1冊。

Guide to Japanese Taxes 1997-1998年

五味雄治 著

A5変型・6825円

わが国の最新の国税・地方税の取扱いを、法律から通達まで英文で解説した唯一の書。

(価格は税込)

財 経 詳 報 社